

# 「つる産業まつり2023」出店要領

## 1. 主旨

「創ります！しごととくらしの充実したまち」をテーマに、商店・農業・観光などの産業全般の活性化を図る。

## 2. 開催日時

令和5年10月29日（日）午前10時00分～午後2時00分

## 3. 会場

谷村第一小学校校庭（都留市上谷1-1-2）

## 4. 内容（予定）

- (1) 商業まつり（都留市商工会）
- (2) 農業まつり（JAクレイン）
- (3) 観光・地場産業コーナー（都留市観光協会）
- (4) 屋台コーナー（都留飲食店組合）
- (5) 伝統芸能、イベントコーナー
  - ・ お茶壺道中行列
  - ・ ステージイベント
  - ・ 観光協会イベント など

## 5. 主催

都留市商工会、JAクレイン、都留市観光協会、都留市  
（事務局：都留市観光協会）

## 6. テントの配置

テントの配置および出店テントの小間割は、主催者において決定します。個別対応はいたしません。

## 7. 出店の申込み

令和5年9月15日（金）までに所属する団体を通して事務局までお申込みください。  
なお、申込み多数の場合は、市内業者を優先し、抽選で決定します。  
また、テントの配置および出店テントの小間割は、主催者において決定します。

## 8. 出店料

出店料は無料です。

## 9. 使用料

テント等備品類の使用料は所属団体にご確認ください。どの団体にも所属していない場合は都留市観光協会事務局までお問い合わせください。

## 10. 提出書類

出店申込みの際に、該当する書類を必ず提出してください。

- |   |      |
|---|------|
| (1) 出店申込書（必須）   | 別紙 1 |
| (2) 出店調査票（必須）   | 様式 1 |
| (3) 販売品目一覧表（食品又は商品を販売する者）   | 様式 2 |
| (4) 提供食品の概要書（食品を提供する者）  | 様式 3 |
| (5) テント内平面図（食品を提供する者）   | 様式 4 |
| (6) 暴力団関与のない旨の誓約書兼承諾書（必須）   | 様式 5 |
| (7) 身分証明書（運転免許証等）のカラーコピー（代表者および従事者全員分）<br>※販売を行う場合のみ提出<br><b>（警察署への照会に必要なため、代表者および従事者全員分を必ず提出してください。）</b> |      |
| (8) 車検証のコピー（車で販売行為を行う者）   |      |

## 11. 出店に伴う官公署への許認可

### (1) 保健所

食品販売に伴い、試飲・試食や飲食の提供などを行う場合は、「提供食品の概要書」と「テント内平面図」を、所属団体を通じて事務局に提出してください。事務局がまとめて保健所に提出いたします。

### (2) 税務署

酒類（日本酒やワイン、ビールなど）を販売する場合は、税務署へ酒類販売の許可申請手続きが必要となります。手続きは出店者の責任において行ってください。

※ 酒類の販売は、酒類販売の免許を税務署より交付された出店者に限ります。

## 12. 法令の遵守

出店にあたっては、適用される法律等を必ず遵守して下さい。法律等を守らない場合は、出店をご遠慮いただきます。

（適用法律）食品衛生法・酒税法・不当景品類及び不当表示防止法・不正競争防止法・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 など

## 13. ゴミの処理

出店に伴うゴミは、出店者において必ずお持ち帰りください。また、販売終了後に出店者全員で校庭内のゴミ拾いを行います。校庭内の清掃にご協力ください。

## 14. 飲食の提供

会場において飲食物を提供する出店者は、次の事項を必ず遵守してください。

- (1) 出店場所の衛生に留意し、周囲の汚れを防止してください。
- (2) 必ずゴミ袋を持参し、会場で出たごみを持ち帰ってください。また、できる限りゴミを出さないように心掛けてください。
- (3) 排水溝に油類、固形物、残飯等を絶対に流さないでください。
- (4) 爪楊枝は使用禁止とします。（校庭に落ちた場合、拾い集めることが困難なため）
- (5) ガラス瓶の飲料（ラムネ等）は販売禁止とします。（ガラス瓶の破損等によりガラスが散乱し、校庭の使用に支障が生じる危険性があるため）

## 15. 火気の使用

火気を使用する出店者につきましては、各自、消火器（小型のものでも可）をご用意ください。また、火気使用器具設置の際は、以下の点にお気を付け下さい。出店当日、消防署の検査が入ります。

- (1) 火気使用器具は、引火性のある物品から 15 cm以上離して設置し、常に周囲の整理を心掛けてください。
- (2) 地震等により、安易に転倒しないように設置してください。
- (3) ホースは適切な長さで使用し、接続部分をホースバンド等で締め付けてください。
- (4) ガスボンベの転倒がないよう、必ず固定してください。
- (5) コンロ等をテーブル等の上に置く場合は、防災クロスやアルミホイル等を敷いて延焼しないよう配慮してください。
- (6) その他、火気使用器具の取り扱いには十分注意してください。

## 16. 駐車場

後日、駐車券を配布しますので、決められた駐車場に奥から詰めて駐車してください。なお、駐車の際は駐車券を車輛のダッシュボードに外から見えるように置いてください。

会場内および来場者駐車場（市役所前駐車場）への駐車は厳禁です。違反が見られた出店者については、以後の出店を許可しません。

## 17. 搬入・搬出

- (1) 搬入時間 午前8時00分～午前9時30分
  - ※ 午前9時45分までに車輛を校庭外に出すこと
  - ※ 出店者に搬入搬出用車両進入許可証を配布します
- (2) 搬出時間 午後2時00分～
  - ※ 午後2時00分に校庭入口を開放します

## 18. その他

- (1) 学校施設の保護  
会場は、谷村第一小学校児童が学校生活で使用しているものをお借りしています。翌日からの学校運営に支障がないよう、大切に扱ってください。
- (2) 歩き売りの禁止  
商品をテントから持ち出して巡回しながらの販売は、来場のお客様および他の店舗の迷惑になりますので、行わないでください。
- (3) 喫煙の禁止  
小学校敷地内は全面禁煙です。会場内での喫煙は一切禁止します。

## 19. 出店申込締切

令和5年9月15日（金）  
17時 事務局着

<問合先>	都留市観光協会事務局
	（都留市役所産業課内）
Tel	: 43-1111 (内線 154・155・156)
Fax	: 43-5049